

平成31年12月2日

会長	常務理事 鶴見義高	セカーネット 岩手県支店	検査員	担当

事務連絡
令和3年12月2日

一般社団法人岩手県獣医師会 御中

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

マイクロチップの装着の義務化に係る自治体向け Q&A

本県の動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添1のとおり通知があり、別添2のとおり各市町村の動物愛護管理担当課（室）あて、別添3のとおり各広域振興局保健福祉環境部等あて通知しましたのでお知らせします。

【食の安全安心担当 佐藤 019-629-5323】



事務連絡
令和3年12月1日

各〔都道府県〕 動物愛護管理主管課（室） 御中
〔政令指定都市〕

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップの装着の義務化に係る自治体向け Q&A

平素より動物愛護管理行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。
今般、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第2条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）について、別添のとおりQ&A（狂犬病予防法の特例に係るもの除く）を作成いたしましたので、お知らせいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）に周知いただくよう、お願ひいたします。



マイクロチップの装着の義務化に係る自治体向け Q&A
(狂犬病予防法の特例に係るものと除く)

令和3年12月1日時点

目次

- 1 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合に、生後90日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。
- 2 犬の所有者が、指定登録機関に所有者の変更登録をする前に、狂犬病予防法の犬の登録手続のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。
- 3 狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要がありますか。
- 4 民間事業者が個別に行ってているマイクロチップ登録制度に登録している犬の所有者が市町村の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。
- 5 犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 6 動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関に登録をした場合に手数料の減免はされますか。
- 7 マイクロチップのリーダー(読み取り器)を市町村に配布する予定はありますか。
- 8 本制度に関する普及啓発資料(ポスターやチラシ)について配布する予定はありますか。
- 9 マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。
- 10 環境省及び指定登録機関が構築しているシステムで、どのような情報が閲覧できますか。
- 11 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 12 ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

- 1 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合に、生後90日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。

(答)

- 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の2第1項に規定されているとおり、生後90日以内に販売する場合においても、ブリーダーやペットショップに対して販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければなりません。
- 例：57日齢で販売（譲渡し）をする場合には、57日齢までにマイクロチップを装着させる。

2 犬の所有者が、指定登録機関に所有者の変更登録をする前に、狂犬病予防法の犬の登録手続のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。

(答)

- ワンストップサービスに参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）については、犬の所有者に対して変更登録の申請を指定登録機関に行うよう促してください。犬の所有者が指定登録機関に申請をした翌日に、ワンストップ通知が届きますので、これを狂犬病予防法に基づく申請とみなしてください。ただし、先に狂犬病予防法に基づく登録業務を行うことについて妨げるものではありません。
- ワンストップサービスに参加していない市町村については、窓口で狂犬病予防法に基づく登録事務を行ってください。マイクロチップに関する情報登録は別途行う必要があるため、指定登録機関へ変更登録を行うよう犬の所有者に促してください。
- 特に都道府県、政令指定都市及び中核市には、法第39条の9に規定されているとおり、マイクロチップの装着や登録等を含めた措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うよう努力義務が課せられています。

3 狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要がありますか。

(答)

- 各市町村が管理している狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、指定登録機関へ連絡する必要はありません。

4 民間事業者が個別に行ってているマイクロチップ登録制度に登録している犬の所有者が市町村の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。

(答)

- 法施行前に、民間事業者が運営するマイクロチップ登録制度に登録された犬又は猫の所有者は、所有者が希望すれば、環境大臣の登録を受けることができます。現在、指定登録機関が希望を受け付けるための専用Webサイトを構築しており、令和4年1月以降に公開される予定です。

- また、現在、指定登録機関において、関係各所に向けた普及啓発資料を作成中です。法施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫に関する環境大臣の登録は無料ですので、普及啓発資料等を利用して積極的に周知してください。専用 Web サイトの URL については追ってお知らせします。
- なお、令和4年6月1日以降も民間事業者がマイクロチップの登録事業を独自に行なうことは妨げられるものではありません。

5 犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- オンライン申請の場合には、クレジットカードや2次元バーコードによる決済を予定しています。
- 紙申請の場合には、コンビニ決済等を予定しています。この場合、決済手数料は登録者の負担になります。
- なお、市町村が犬の所有者である場合、オンライン申請又はオンライン決済に対応できない市町村に対して公益社団法人日本獣医師会が申請代行で対応できるよう検討しています。方法については、公益社団法人日本獣医師会が追ってお知らせする予定です。

6 動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関に登録をした場合に手数料の減免はされますか。

(答)

- 動物愛護管理センター等の行政機関が登録等する場合であっても手数料を支払う必要があります。

7 マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村に配布する予定はありますか。

(答)

- 各市町村で読み取り器をご準備いただくよう、お願いします。
- 現在、指定登録機関が自治体等に対し読み取り器を配布することを検討しているが、具体的な配布時期、配布対象機関及び配布台数等は未定であり、また、全ての市町村に十分な台数を配布することはできない見込みです。

8 本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。

(答)

- 現在、指定登録機関が普及啓発資料のデザイン、内容、配布の時期、配布対象機関及び配布部数等について検討しています。
- 普及啓発資料が完成し次第、環境省ホームページでも公開する予定です。

9 マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。

(答)

- 法第39条の25に基づくマイクロチップの登録手数料は、条例に基づき市町村が徴収している狂犬病予防法の犬の登録手数料とは異なります。
- したがって、マイクロチップの登録手数料を支払ったことを根拠に、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料が徴収できないことはありません。

10 環境省及び指定登録機関が構築しているシステムで、どのような情報が閲覧できますか。

(答)

- 今後、指定登録機関がシステムの操作に関するマニュアルを準備し、情報の閲覧内容について公開する予定です。
- また、令和4年1月開催予定の自治体向け説明会の中でも、閲覧できる情報やマニュアルについて紹介する予定です。

11 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

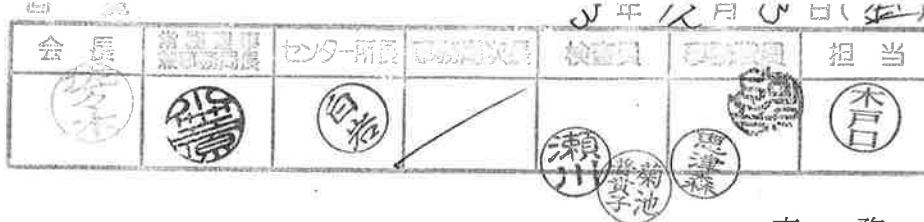
(答)

- 法39条の4に規定されている「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師等によりなされることが望ましいと考えられます。

12 ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- 法第39条の2第1項は、法施行後に犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着を義務付ける規定です。
- 法第39条の2第1項の対象ではありませんが、法施行前から犬猫等販売業者が所有している犬又は猫に対してもマイクロチップを装着するように省令等で規定する予定です。
- 管内の犬猫等販売業者から問合せがあった際には、法施行日に向けて所有している犬又は猫にマイクロチップを装着する準備を進めるよう案内をしてください。



事務連絡
令和3年12月2日

一般社団法人岩手県獣医師会 御中

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）に関する自治体向けQ&A（第2版）について
本県の動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、厚生労働省健康局結核感染症課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添1のとおり通知があり、別添2のとおり各市町村の動物愛護管理担当課（室）あて、別添3のとおり各保健所及び各広域振興局保健福祉環境部等あて通知しましたのでお知らせします。

【食の安全安心担当 佐藤 019-629-5323】



事務連絡
令和3年12月1日

各〔都道府県〕
〔政令指定都市〕 衛生・動物愛護管理主管課（室） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）
に関する自治体向けQ&A（第2版）について

平素より動物愛護管理行政及び狂犬病予防行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。

今般、別添のとおり「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）に関する自治体向けQ&A（第2版）」を作成いたしましたので、御留意いただきますようお願ひいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）に周知いただくよう、よろしくお願ひいたします。

なお、令和3年10月5日に発出した「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく狂犬病予防法の特例に係る情報提供と今後の協力依頼について（事務連絡）」の別添1「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）に関する自治体向けQ&A」から追記等を行った部分には下線を付しております。



マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例
(ワンストップサービス) に関する自治体向けQ&A（第2版）

令和3年10月5日 第1版
令和3年12月1日 第2版

令和元年6月に公布された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）（以下「一部改正法」という。）の施行により、令和4年6月1日から販売に供される犬及び猫へのマイクロチップの装着等が義務化され、マイクロチップを装着した犬及び猫の所有者情報等について、環境大臣が指定した指定登録機関に登録される制度が始まります。

現在、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、生後90日齢以上の犬については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）への登録が義務付けられていますが、指定登録機関への犬及び猫の登録制度の開始に伴い、今後、マイクロチップを装着した犬については、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）からの求めに応じ、指定登録機関から犬の所在地を管轄する市町村に所有者情報等が通知され、狂犬病予防法に基づく犬の登録手続に必要な情報として取り扱うことが可能となります。

なお、民間事業者が個別に行っているマイクロチップに関する情報の登録制度とは異なりますので、ご注意ください。

目次

- 1 ワンストップサービスとはどういうものですか。
- 2 自治体がワンストップサービスに参加することの自治体や飼い主へのメリットは何ですか。
- 3 ワンストップサービスに参加するためにはどうすればよいですか。
- 4 ワンストップサービスへの参加は、令和4年6月1日の制度開始以降でも可能ですか。
- 5 既に狂犬病予防法に基づく登録が完了した犬に所有者がマイクロチップを装着し、指定登録機関にその情報を登録した場合に、指定登録機関からワンストップサービス参加市町村に対して、その犬の情報が通知されますか。
- 6 ワンストップ通知の情報はどのように確認できますか。
- 7 ワンストップ通知にはどのような情報が含まれていますか。
- 8 ワンストップサービス参加市町村から不参加市町村に住所を移した犬の所有者が指定登録機関に登録内容の変更の届出をした場合、住所を移した先の市町村は、どのように犬の転入を知ることができますか。
- 9 ワンストップ通知を受けた時点で、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務の全部又は

一部が完結しているとみなされますか。

- 10 ワンストップサービスに参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。
- 11 ワンストップサービスがスタートした後は、狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料について、市町村はどのように徴収すればよいですか。
- 12 ワンストップサービスに参加する場合、条例に基づく犬の登録の手数料の金額はどのように決めれば良いですか。
- 13 ワンストップサービス参加自治体において、鑑札の代わりにマクロチップを装着している犬について、ワンストップ通知及び原簿への登録が行われた後に、登録を行ったことを示す登録証明書等を犬の所有者に交付することは可能ですか。

1 ワンストップサービスとはどういうものですか。（環境省）

(答)

- 一部改正法施行後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。以下、断りがない場合は改正後の同法を指す。）第 39 条の 7 に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく措置です。
- 犬の所有者が、動物愛護管理法第 39 条の 2 に基づき装着されたマイクロチップ情報を指定登録機関に登録等（所有者の変更による変更登録、登録内容の変更及び死亡の届出を含む。以下同じ。）をすることで、狂犬病予防法の犬の登録等に必要な情報が市町村に通知され、動物愛護管理法第 39 条の 7 に基づく狂犬病予防法の特例により、犬の登録の申請等とみなされるとともに、装着されたマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項に基づく犬の鑑札とみなされる一連の手続をいいます。
- 具体的には、市町村長の求めがあるときは、動物愛護管理法第 39 条の 5 又は第 39 条の 6 の規定に基づき、当該市町村に所在するマイクロチップを装着した犬が指定登録機関に登録等された場合に、登録等に係る情報を当該市町村長に電子メールにより通知します。（以下、当該通知を「ワンストップ通知」という。）

2 自治体がワンストップサービスに参加することの自治体や飼い主へのメリットは何ですか。（環境省）

(答)

- ワンストップサービスにより犬のマイクロチップの登録情報が当該市町村長に通知された場合は、狂犬病予防法第 4 条の規定に基づきその犬の情報を原簿に登録していただき、犬に装着されたマイクロチップが狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされることになります。
- 犬の所有者から指定登録機関に登録等がされた場合、その翌日に、ワンストップサービスに参加する市町村長に対して前日に登録等された件数をまとめて電子メールにより通知します。

- ワンストップサービスに参加することで、管内の犬の所在状況等の把握がより可能となり、狂犬病予防法の犬の登録に係る事務の効率化、犬の登録等の事務負担の軽減等に資するとともに、飼い主の手続きに係る負担を軽減することが期待できます。
- 自治体の事務負担の軽減等については、以下のような点を想定しています。
 - 犬の所有者は、狂犬病予防法の犬の登録における申請書を市町村の窓口に提出する必要がなくなるため、窓口での当該申請書の確認に係る市町村職員の対応がなくなる。
 - 狂犬病予防法の犬の登録原簿を電子データで管理している市町村においては、通知される電子データをダウンロードし、その情報を各市町村の原簿に当たるデータベースに移すことで、入力作業に係る業務が軽減される。
 - 犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされることで、鑑札の発行数が減少し、その管理に係る業務が軽減される。

3 ワンストップサービスに参加するためにはどうすればよいですか。（環境省）

(答)

- ワンストップサービスに参加するためには、動物愛護管理法第39条の7に基づく狂犬病予防法の特例に関する市町村長の求め（以下「求め」という。）が必要になりますが、動物愛護管理法に基づく犬の登録、届出又は変更登録について、その都度、市町村長から指定登録機関に求めをすることは、市町村の事務負担の大幅な増加につながると懸念されることから、市町村長から事前に求めの意向を確認することにより、求めをすると回答した市町村については、包括的な求めがあつたものとします。
- 政令指定都市を除く市町村に対しては、令和4年1月頃に予定している自治体向け説明会の後に、指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会から、都道府県を経由して、参加希望の有無を確認する案内をお送りする予定です。政令指定都市に対しては、指定登録機関から直接、案内をお送りします。
- 都道府県には、指定登録機関から「(仮) 参加意向申出書」をお送りする予定としており、中核市を含む管内市町村に配布いただき、そのとりまとめをお願いいたします。
- 回答には、締切りを設ける予定です。詳細については、追って指定登録機関からお知らせします。

4 ワンストップサービスへの参加は、令和4年6月1日の制度開始以降でも可能ですか。（環境省）

(答)

- 令和4年6月1日以降もワンストップサービスへの参加に必要な「求め」を行うことは可能です。

5 既に狂犬病予防法に基づく登録が完了した犬に所有者がマイクロチップを装着し、
指定登録機関にその情報を登録した場合に、指定登録機関からワンストップサービス
参加市町村に対して、その犬の情報が通知されますか。(環境省(鑑札に関しては厚
生労働省))

(答)

- 指定登録機関では、狂犬病予防法に基づく登録の有無を確認できないため、マイク
ロチップの情報登録がされた犬については、全てワンストップサービスにより通知を
します。
- ワンストップ通知には、狂犬病予防法に基づく鑑札に具備されている登録番号等を
含めることについて検討しています。
- なお、この場合の鑑札の扱いについては、厚生労働省において、所有者から市町村
に鑑札を返納させる規定の整備を検討しています。

6 ワンストップ通知の情報はどのように確認できますか。(環境省)

(答)

- 全国の市町村には、あらかじめ、指定登録機関からデータベースにアクセスするた
めの ID とパスワードが、施行までに指定登録機関から付与されます。
- ワンストップサービス参加の市町村に対して、逐次送付される電子メールには、専
用サイトへのURLが記載されておりますので、そこから、付与されたIDとパスワ
ードを入力して専用サイトに入ってください。通知された情報は、CSV形式でダウ
ンロードが可能です。
- ワンストップサービスに参加する前に登録された犬のワンストップサービスにか
かる通知を、遡って閲覧することはできませんが、マイクロチップの識別番号からデ
ータベース上の登録情報を確認することは可能です。
- 操作方法については、説明会を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の
感染状況も踏まえ、オンラインでの配信を検討しています。詳細については、追って
お知らせします。

7 ワンストップ通知には、どのような情報が含まれていますか。(環境省)

(答)

- ワンストップ通知には、動物愛護管理法第39条の5第2項第1号及び第2号に規
定されている事項(氏名、住所、電話番号、犬の所在地、マイクロチップ識別番号)
並びに同項第3号に基づき環境省令で定める事項が含まれます。
- 環境省令で定める事項については、令和3年度中に公布予定の動物愛護管理法施行
規則の一部を改正する省令により定める予定です。なお、定めようとする内容につい
ては、事前にパブリックコメントを実施する予定です。
- また、狂犬病予防法第4条第1項、同条第4項及び第5項に規定されている申請及

び届出に必要な事項についてもワンストップ通知に含めることについて、動物愛護管理法第39条の7第1項に基づき環境省令で定めることを検討中です。

8 ワンストップサービス参加市町村から不参加市町村に住所を移した犬の所有者が指定登録機関に登録内容の変更の届出をした場合、住所を移した先の市町村は、どのように犬の転入を知ることができますか。(環境省)

(答)

- 転居先の市町村がワンストップサービスに参加していない場合、指定登録機関から当該市町村に対してワンストップ通知を行うことができません。そのため、住所を移した先の市町村が犬の転入を把握するには、犬の所有者が狂犬病予防法で必要とされる届出を当該市町村に行う必要があります。
- 指定登録機関に登録内容の変更の届出をした犬の所有者に対しては、狂犬病予防法で必要とされる市町村への転居に関する届出を忘れないよう、システムから文章で注意喚起をします。
- ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体での転居に伴い犬の所有者が行う手続きが変わることについては望ましくないと承知しております。

9 ワンストップ通知を受けた時点で、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務の全部又は一部が完結しているとみなされますか。(環境省)

(答)

- 動物愛護管理法第39条の7第2項に規定されているとおり、動物愛護管理法第39条の5第2項に基づく登録を受けた場合において、求めによる通知は狂犬病予防法第4条第1項の規定による登録の申請とみなすとされています。
- 一方、求めによる通知は「登録の申請」であることから、狂犬病予防法に基づく犬の登録が完結しているとみなすことはできません。自治体の条例等に基づく登録手続きが全て完了したことをもって完結するものと考えられます。

10 ワンストップサービスに参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。(環境省)

(答)

- 参加に伴う義務的な自治体のシステム改修の必要は生じません。
- ワンストップサービスで通知される犬のマイクロチップの登録情報は、専用サイトで閲覧可能であり、また、CSVデータとしてダウンロードが可能です。
- CSVデータには狂犬病予防法に基づく犬の登録等に必要な情報が全て含まれています。
- 狂犬病予防法に基づく市町村の登録システムに、CSVデータを自動的に取り込む機能を追加する場合等、CSVデータの利便性を向上するためのシステムの改修は、

各自治体において御検討いただくことになります。

11 ワンストップサービスがスタートした後は、狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料について、市町村はどのように徴収すればよいですか。（厚生労働省）

(答)

- 各市町村が、条例に基づいて犬の登録手数料を徴収する場合は、ワンストップサービスにより、マイクロチップの登録情報が市町村長に電子メールにより通知された後に、各市町村が定める条例の規定に基づき必要に応じて徴収することとなります。
- 今後、ワンストップサービスに参加する各市町村が個別に、指定登録機関に指定された公益社団法人日本獣医師会と協議し、同法人の立場で犬の登録手数料の収納を代行させることは可能**であると承知しています。

※ 公益社団法人日本獣医師会の立場で犬の登録手数料に係る収納代行を担うことについては、指定登録機関が行う事務を規定する動物愛護管理法に違反するものではありません。

※※ その他、狂犬病予防法業務に関する委託契約を行っている地方獣医師会等の人との間で登録手数料の収納代行を委託する契約を行う等。

12 ワンストップサービスに参加する場合、条例等に基づく犬の登録の手数料の金額はどのように決めれば良いですか。（厚生労働省）

(答)

- 手数料については、狂犬病予防法に基づく登録は全ての所有者の義務として規定されていることから、厚生労働省においては、手数料が過度に高額にならないようすることを従来から都道府県等に対し、通知しているところです。

(参考)

平成19年3月2日付け健感発第0302001号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou18/d1/070302-02.pdf>

- 鑑札がマイクロチップに置き換わることに考慮しつつ、各市町村における事務手続き（例：犬の登録等に関する窓口業務を毎日の電子メール確認に変更）に要する費用や地域の狂犬病予防に資する対策に要する諸費用等を勘案した適正な金額をご検討いただくことになります。

- なお、現在、各市町村においては犬の新規登録、鑑札の再交付の際に手数料を徴収し、変更、死亡の際には徴収していないものと承知しています。変更届出、死亡届出もワンストップサービスによる申請が可能です。そのため、QA11において手数料を「必要に応じて」と記載しています。

13 ワンストップサービス参加自治体において、鑑札の代わりにマイクロチップを装着

している犬について、ワンストップ通知及び原簿への登録が行われた後に、登録を行ったことを示す登録証明書等を犬の所有者に交付することは可能ですか。（厚生労働省）

(答)

○ 狂犬病予防法及び一部改正法における特段の規定はありませんが、各市町村の判断により、条例等により措置することは可能と考えます。

(参考) 狂犬病予防法での手数料設定のこれまでの経緯

○ 狂犬病予防法の施行時には、地方公共団体手数料令（昭和 30 年政令第 330 号。以下「手数料令」という。）に基づき手数料には上限が定められており、その金額の設定に当たっては、犬の鑑札の材料及び人件費、物価の変動等の登録事務に要する経費の実費を勘案して、都道府県により決定されていました。

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）による狂犬病予防法の改正により、犬の登録事務が市町村の事務とされるとともに、当時犬の登録手数料を規定していた手数料令は平成 12 年に廃止されています。

平成 11 年当時の手数料令で規定されていた狂犬病予防法にかかる犬の登録手数料の算定根拠は以下のとおりです。

人件費（受付・書類審査、起案、決裁等）	2,165 円
物件費（消耗品費（※）、印刷費、通信運搬費）	863 円
計	3,028 円
単価	3,000 円

※消耗品費（鑑札にかかる全国平均値（実費）773 円

○ なお、地方分権一括法による改正前の狂犬病予防法の関係条文及び関係通知は以下のとおりです。

・狂犬病予防法（当時）

第 4 条第 6 項 都道府県は、犬の登録について、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

第 22 条 第 4 条第 6 項の規定により徴収された手数料は、すべてこの法律の目的達成のために用いられなければならない。

・ 平成 7 年 2 月 6 日衛乳 15 号 厚生省生活衛生局長通知

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou18/dl/950206-01.pdf>

本Q&Aに関するお問い合わせ

【1から10に関して(5の鑑札の返納に関する事務を除く)】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当: 浅利、上田

電話番号: 03-3581-3351 (内線 6655・7415)

【5、11、12及び13に関して(5の鑑札の返納に関する事務についてのみ)】

厚生労働省健康局結核感染症課

担当: 東良、山田

電話番号: 03-5253-1111 (内線 2387・8200)